



就労移行支援ってというのは？



A. 一般就労への移行を目指しています。

就労移行支援は、職業訓練の機能を持ったもので、一般就労に移行していくことを目指している人に向けてのサービスなの。

働きたい人に寄り添いながら、トレーニングやマッチングをしてくれています。

働きたい気持ちがある障がいを持つ人と、企業を結んでいるのね。

[障害者自立支援法\(いまの障害者総合支援法\)](#)は、障がいのある人の一般就労を目指して、2005年に成立したの。

この中の「一般就労を～」という部分を、実際に目指している[障害福祉サービス](#)が就労移行支援なの。

そのために、さまざまなことを学べるようになっていきます。

身だしなみや履歴書の書き方、パソコン技術の習得、挨拶の仕方、休憩時間の過ごし方、予測しないトラブルへの対応方法などを学んでいくのね。

また、これらの技術の習得を通して、相談する、連絡する、報告するという習慣を身につけられるように練習をしていきます。

就労移行支援は、[障害者手帳](#)は持っていないなくても利用できるけれど、自治体が発行する[障害福祉サービス受給者証](#)の取得が必要になってくるわ。

なので、実際に利用しようとするときは、市町村の障がい福祉の窓口で相談することから始めることとなります。

受給者証の取得も含めて、事業所を選ぶときなど困ってしまいそうなら、相談支援事業所の[相談支援専門員](#)に相談することをお勧めします。

具体的な流れとしては

市町村に相談(対象者になるか確認)→対象者であれば、市町村に受給者証の申請→併行して利用する事業所の選択(計画相談支援の事業所と相談することもできる)→受給者証発行→利用開始

となっているの。

選ぶときには、通いやすさや自分に合った環境が用意されているか、その事業所の得手・不得手はなにか、などをチェックすることが必要になるわ。

どのようなプログラムが用意されていて、そのプログラムが自分の希望する職種にマッチした内容なのか、どんな目的があるのかも重要ね。

個別支援では利用する人の強みをきちんと見抜けているかも重要なポイントになります。

就業移行の実績も重要なポイントかしら。
就労した後にきちんと定着できているか、どのようなアフターフォローをしてくれているかも聞いておきたいところですね。

前年度の世帯所得に応じて変わりますが、1割の自己負担があります。
利用できる期間は最長2年間なのだけれど、必要性が認められれば、1年間の延長ができるうえ、就職後の6か月間は、就労移行支援事業所が職場定着サポートをすることになっています。

[《MENU》](#)

[《なぜ小児性犯罪は起きるのだろう？》](#)

[《就労継続支援A型・B型というのは？》](#)

2022-11-07 掲載